



発行 新潟県

号外 6
令和3年3月30日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

36 新潟県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 (高齢福祉保健課)

告 示

391 新潟県家畜人工授精師養成講習会規程の一部改正 (畜産課)

監査委員公表

監査の結果に基づく措置状況 (監査委員事務局)

教育委員会告示

6 新潟県公立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程 (義務教育課)

規 則

新潟県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第36号

新潟県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟県老人福祉法施行細則（平成5年新潟県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前														
<p><b>第12号様式（第14条関係）</b> 有料老人ホーム設置届</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">(略)</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td>入居定員</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等</u></li> <li>2～4 (略)</li> <li>5 <u>一時金の返還に関する老人福祉法第29条第10項に規定する契約の内容を明らかにする書類</u></li> </ol> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>	(略)		入居定員	人	<p><b>第12号様式（第14条関係）</b> 有料老人ホーム設置届</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">(略)</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 15%;">市場調査等による見込み</td> <td style="width: 35%;">人(対定員比%)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">医療施設との連携</td> <td style="width: 25%;">医療施設の名称</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>連携の内容</td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>条例、定款その他の基本約款の写し</u></li> <li>2～4 (略)</li> <li>5 <u>入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定め内容及び返還金の支払を担保するための措置の内容を明らかにする書類</u></li> <li>6 <u>入居契約に損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容を明らかにする書類</u></li> <li>7 (略)</li> <li>8 (略)</li> </ol>	(略)		市場調査等による見込み	人(対定員比%)	医療施設との連携	医療施設の名称			連携の内容	
(略)															
入居定員	人														
(略)		市場調査等による見込み	人(対定員比%)												
医療施設との連携	医療施設の名称														
	連携の内容														
<p><b>第13号様式（第15条関係）</b> 有料老人ホーム変更届</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>変 <u>登記事項証</u> <u>設置者の登記事項証明書又は</u></td> </tr> </table>	(略)	(略)	変 <u>登記事項証</u> <u>設置者の登記事項証明書又は</u>	<p><b>第13号様式（第15条関係）</b> 有料老人ホーム変更届</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>変 <u>基本約款等</u> <u>条例、定款その他の基本約款</u></td> </tr> </table>	(略)	(略)	変 <u>基本約款等</u> <u>条例、定款その他の基本約款</u>								
(略)															
(略)															
変 <u>登記事項証</u> <u>設置者の登記事項証明書又は</u>															
(略)															
(略)															
変 <u>基本約款等</u> <u>条例、定款その他の基本約款</u>															

更 事 項	明書等	条例等 入居契約に関する 基本的な事項	更 事 項		入居契約に関する基本的 な事項
	(略)			(略)	
	財務関係	長期の収支計画		財務関係	事業開始に必要な資金の額及 びその調達方法 長期の収支計画
				そ の 他	事業開始の予定年月日
(略)			(略)		
(略)			(略)		
添付書類			添付書類		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建物の規模及び構造並びに設備の概要の変更の場合は、変更前及び変更後の施設の平面図及び各室の面積を明らかにする書類</li> <li>2 建物の規模及び構造並びに設備の概要の変更の場合であって、当該変更にあたって建築基準法第6条第1項の確認を受けたときは、そのことを証する書類</li> <li>3 設置者の登記事項証明書又は条例等の変更の場合は、変更後の設置者の登記事項証明書又は条例等</li> <li>4 (略)</li> <li>5 長期の収支計画の変更の場合は、変更予定日の属する事業年度以後30年間の事業年度における収支計画を明らかにする書類</li> </ol>			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例、定款その他の基本約款の変更の場合は、変更後の条例、定款その他の基本約款の写し</li> <li>2 (略)</li> </ol>		

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第391号

新潟県家畜人工授精師養成講習会規程（昭和28年10月新潟県告示第1155号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(合格証の再交付)	(合格証)
第10条 <u>省令第25条第1項に規定する修業試験に合格した旨の証明書（以下「合格証」という。）を亡失し、又は毀損したときは、知事に申請してその再交付を受けることができる。</u>	第10条 <u>試験に合格した者の氏名は、県報に登載して公示し、その者に対して合格証を交付する。</u>

<p><u>2</u> (略)</p> <p>別記</p> <p>第1号様式 (第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">受講願</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>(略)</p> <p>第2号様式 (第10条関係)</p> <p>家畜人工授精師修業試験合格証再交付申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>(略)</p> <p>第3号様式 (第12条関係)</p> <p>家畜人工授精師修業試験受験願</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>(略)</p>	<p><u>2</u> 合格証を亡失又はき損したときは、知事に申請してその再交付を受けることができる。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>別記</p> <p>第1号様式 (第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">受講願</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">氏名 <u>㊞</u></p> <p>(略)</p> <p>第2号様式 (第10条関係)</p> <p>家畜人工授精師修業試験合格証再交付申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">氏名 <u>㊞</u></p> <p>(略)</p> <p>第3号様式 (第12条関係)</p> <p>家畜人工授精師修業試験受験願</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">氏名 <u>㊞</u></p> <p>(略)</p>
--	---

**監査委員公表**

**監査の結果に基づく措置状況について**

令和元年度会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定によりその内容を公表する。

令和3年3月30日

- 新潟県監査委員 栗山和廣
- 新潟県監査委員 青柳正司
- 新潟県監査委員 片野猛
- 新潟県監査委員 岡俊幸

監査の種別 部局名	令和元年度会計 財政的援助団体等に係る監査	
	監査の結果	措置の内容
県民生活・環境部	<p>【公益財団法人新潟県スポーツ協会】</p> <p>委託費に係る支出負担行為について、決裁権者の決裁がないものがあった。 財務規程に基づく適正な事務処理を行われない。</p>	<p>財務会計事務の執行に当たっては、財務規程を確認の上、進めるとともに、複数人による内容確認を徹底することを団体から報告を受けて確認しています。 今後とも適正な事務処理を行うよう指導してまいります。</p>
福祉保健部	<p>【一般財団法人新潟県地域医療推進機構】</p> <p>魚沼基幹病院において、宿日直の許可を得ていないにもかかわらず、職員の時間外労働に対し割増賃金を一部しか支払っていないなどとして、労働基準監督署からは是正勧告を受けている事案があった。 職員の労務管理が適切に行われていなかったこと、また、それにより、本来支払われるべき手当に不払いを生じさせたことは大きな問題であることから、今後同様の事態が生じないように、現在進めている是正措置の確実な履行、及び、適切な労務管理に取り組まれない。</p>	<p>宿日直許可の申請を行うとともに、許可が得られないものは時間外・休日の勤務体制を見直し、必要な人員を確保しました。時間外労働・深夜割増の不足分については、差額を計算し、支払いを終えています。 また、36協定違反の縮減に努めるほか、客観的な労働時間を把握するため、勤怠管理・人事給与システムを新たに導入しています。 今後とも適切な労務管理を行うよう指導してまいります。</p>
	<p>【社会福祉法人しあわせ福祉会】</p> <p>県の指定管理施設を含め、法人が運営する施設において、入所児童に対する職員の虐待事案等が発生したことにより、県から、業務管理体制の整備に関する勧告、及び指定管理業務に関する改善指示が出されていた。 現在、第三者委員会の設置、法令遵守委員会・虐待防止委員会の開催や職員研修の実施等、勧告及び改善指示に沿った取組が行われていることから、引き続き、再発防止を徹底されたい。</p>	<p>勧告及び改善指示に沿った取組については、毎月の報告等により適正に行われていることを確認しています。 今後とも再発防止の徹底に向けて確認、指導してまいります。</p>
産業労働部	<p>【公益財団法人にいがた産業創造機構】</p> <p>にいがた産業創造機構運営費交付金について、誤って県の他の交付金の対象経費を含めて実績報告を行っていたため、次年度において過受給分である3,100,558円を返還していた。 実績報告に当たっては、交付対象経費の確認を徹底されたい。</p>	<p>実績報告に当たっては、交付対象経費について、改めて経費の内容及び該当性を確認するとともに、前年度との比較により、過大となっている経費がないか確認を徹底するとの報告を法人から受けております。 今後とも交付対象経費の確認を徹底するよう指導してまいります。</p>

## 教育委員会告示

## ◎新潟県教育委員会告示第6号

新潟県公立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程(昭和50年12月新潟県教育委員会告示第8号)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中部分に下線が引かれた部分(以下「移動部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中様式に下線が引かれた部分(以下「移動後部分」という。)が存在しない場合には当該移動部分を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(別記様式)</p> <p>辞令書記入要領</p> <p>I・II (略)</p> <p>III (発令事項)欄の記入 (略)</p> <p>1～16 (略)</p> <p>17 免職 (1)・(2) (略) (3) 懲戒免職の場合 <u>地方公務員法第29条第1項並びに県費負担教職員の任免、分限、定年及び懲戒に関する条例の規定により懲戒処分として免職する</u></p> <p>18～20 (略)</p>	<p>(別記様式)</p> <p>辞令書記入要領</p> <p>I・II (略)</p> <p>III (発令事項)欄の記入 (略)</p> <p>1～16 (略)</p> <p>17 免職 (1)・(2) (略) (3) 懲戒免職の場合 <u>地方公務員法第29条第1項の規定により懲戒処分として免職する</u></p> <p>18～20 (略)</p> <p><u>IV (任命権者)欄の記入</u> <u>発令事項欄記載事項を命ずる年月日と任命権者である新潟県教育委員会名を記入し押印する。</u></p>

